令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和8年度中学校給食費無償化（物価高騰対応臨時措置）	①中学校給食費の無償化（免除）支援により、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける保護者の負担軽減を図る。 ②中学校給食費の無償化（免除）に係る費用 ③中学校1食240円（給食センター1施設） 【内訳】 中学1～2年生　2,159人×240円×194食＝100,523,040円 中学3年生　1,030人×240円×187食＝46,226,400円 中等学校1～3年生　210人×240円×194食＝9,777,600円 合計　156,527,040円　（うち145,000,000円に交付金を充当） ④令和8年度中学生の保護者（教職員を除く）	R8.4	R9.3
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道事業会計繰出（令和8年度水道基本料金減免（令和8年4月～9月使用分）（物価高騰対応臨時措置））	①水道基本料金の減免（令和8年4月～9月使用分）により、消費下支え等を通じ、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者及び事業者の負担軽減を図る。 ②水道事業会計に繰り出し、水道基本料金の減免に係る費用 ③事務費(印刷製本費)　587千円 免除額47,000千円×6か月＝282,000千円 合計　282,587千円　（うち249,580千円に交付金を充当） ④市内上水道利用者（公共施設を除く）	R8.5	R8.10
3	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害施設等物価高騰対策支援事業	①エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受ける障害福祉サービス等事業所の運営支援として、高騰分に対して事業区分ごとに給付を行う。 ②区分に応じた燃料費、食材料費等の支援に係る経費 ③事務費：322千円(時間外勤務手当273千円、通信運搬費20千円、役務費29千円)、支援金：12,100千円 ＜支援金の区分内訳/定員別＞ *入所系(1)：(30～49人)　250千円×2事業所＝500千円 (50～79人)　380千円×1事業所＝380千円 *入所系(2)：(1～9人)　115千円×8事業所＝920千円 (10～29人)　170千円×15事業所＝2,550千円 (30～49人)　250千円×1事業所＝250千円 *通所系：(1～29人)　85千円×48事業所＝4,080千円 (30～49人)　125千円×6事業所＝750千円 (50人以上)　165千円×8事業所＝1,320千円 *訪問系：30千円×45事業所＝1,350千円 合計12,422千円　（うち10,000千円に交付金を充当） ④市内障害施設等事業所（134事業所（公立施設は含まない））	R8.8	R9.3
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育施設等物価高騰対策支援事業	①エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受ける保育施設等の運営支援として、高騰分に対して事業区分ごとに給付を行う。 ②区分に応じた燃料費、食材料費等の支援に係る経費 ③事務費：50千円(時間外勤務手当17千円、通信運搬費18千円、役務費15千円)、支援金：10,070千円 ＜支援金の区分内訳/定員別＞ (1人)　10千円×2事業所=20千円 (2～20人)　50千円×18事業所＝900千円 (21～74人)　130千円×10事業所＝1,300千円 (75～124人)　240千円×15事業所＝3,600円 (125～184人)　350千円×5事業所＝1,750千円 (185～269人)　500千円×5事業所＝2,500千円 合計10,120千円　（うち9,000千円に交付金を充当） ④市内保育施設等事業所（55事業所（公立施設は含まない））	R8.8	R9.3

5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護施設物価高騰対策支援事業	①エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受ける、介護サービス事業所の運営支援として、高騰分に対して事業区分ごとに給付を行う。 ②区分に応じた燃料費、食材料費等の支援に係る経費 ③事務費：283千円(時間外勤務手当217千円、通信運搬費34千円、役務費32千円)、支援金：18,315千円 ＜支援金の区分内訳/定員別＞ *入所系(1)：(10～29人) 170千円×1事業所＝170千円 (50～79人) 380千円×5事業所＝1,900千円 (80人以上) 510千円×8事業所＝4,080千円 *入所系(2)：(1～9人) 115千円×5事業所＝575千円 (10～29人) 170千円×21事業所＝3,570千円 (30～49人) 250千円×1事業所＝250千円 (50～79人) 380千円×2事業所＝760千円 *通所系：(1～29人) 85千円×30事業所＝2,550千円 (30～49人) 125千円×16事業所＝2,000千円 (50人以上) 165千円×4事業所＝660千円 *訪問系：30千円×60事業所＝1,800千円 合計18,598千円 (うち17,500千円に交付金を充当) ④市内介護事業所(153事業所(公立施設は含まない))	R8.8	R9.3
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援事業	①エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受ける医療機関等の運営支援として、高騰分に対して事業区分ごとに給付を行う。 ②区分に応じた燃料費、食材料費等の支援に係る経費 ③事務費：141千円(時間外勤務手当10千円、通信運搬費70千円、役務費61千円)、支援金：12,575千円 ＜支援金の区分内訳/事業種別＞ (病院(101床～)) 250千円×6施設＝1,500千円 (病院(20～100床)) 150千円×2施設＝300千円 (診療所(病床有)) 100千円×2施設＝200千円 (診療所(病床無)) 50千円×55施設＝2,750千円 (歯科) 50千円×60施設＝3,000千円 (訪問看護) 30千円×15施設＝450千円 (助産所・施術所・薬局) 25千円×175施設＝4,375千円 合計12,716千円 (うち10,000千円に交付金を充当) ④市内医療機関等(315施設(公立病院は含まない))	R8.8	R9.3
7	④消費下支え等を通じた生活者支援	防犯対策用品等購入費補助事業	①地域における自主的な防犯活動の促進を図るため、物価高騰の影響を受けている生活者に対し、防犯カメラ等設置費用の補助を行う。 ②防犯カメラ等設置に係る経費への補助金及び同事業に係る事務費 ③事務費：3,570千円(時間外勤務手当等2,745千円、通信運搬費60千円、印刷製本費：500千円、役務費85千円、消耗品費180千円)、補助金：20,000千円 一般世帯(購入額の1/2、上限50,000円) 高齢者を含む世帯(購入額の3/4、上限50,000円) 50,000円×300件＝15,000,000円 自治組織(購入額の3/4、上限100,000円) 100,000円×50件＝5,000,000円 合計23,570,000円 (うち22,000,000円に交付金を充当) ④市民、自治組織	R8.8	R9.3
8	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道事業会計繰出(令和8年度水道基本料金減免(令和8年10月～令和9年1月使用分)(物価高騰対応臨時措置)(R7補正分))	①水道基本料金の減免(令和8年10月～令和9年1月24日使用分)により、消費下支え等を通じた生活者及び事業者の物価高騰からの負担軽減を図る。 ②水道事業会計に繰り出し、水道基本料金の減免に係る費用 ③事務費(印刷製本費) 638千円 免除額47,000千円×3ヶ月(R8.10~12)＝141,000千円 免除額47,000千円×24/31(R9.1.1～1.24)=36,388千円 合計178,026千円 (うち157,260千円に交付金を充当) ④市内上水道利用者(公共施設を除く)	R8.8	R9.3
9	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道事業会計繰出(令和8年度水道基本料金減免(令和9年1月～令和9年2月使用分)(物価高騰対応臨時措置)(R8補正分))	①水道基本料金の減免(令和9年1月25日～令和9年2月使用分)により、消費下支え等を通じた生活者及び事業者の物価高騰からの負担軽減を図る。 ②水道事業会計に繰り出し、水道基本料金の減免に係る費用 ③免除額47,000千円×7/31(R9.1.25～1.31)=10,613千円 免除額47,000千円×1ヶ月(R9.2)＝47,000千円 合計57,613千円 (うち50,950千円に交付金を充当) ④市内上水道利用者(公共施設を除く)	R8.8	R9.3
10	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市立小中学校光熱費価格高騰対策事業	①エネルギー価格等が高騰する中、市立小中学校の光熱費高騰分を支援することで、児童生徒が安心して学べる環境を維持する。 ②R4からエネルギー価格高騰の影響を受けているため、R3をエネルギー価格高騰前の基準とし、R3とR7の1kwhあたりの単価の差を影響分とする。R8もR7と同様の電気使用量と見込み、上記単価を乗じることでエネルギー価格高騰影響分として充当する。 ③エネルギー価格高騰分：70,336,809円 積算根拠： R3、R7の電気使用量・電気料金から1kwhあたりの単価を算出 (R7単価－R3単価)×R8電気使用量見込み＝70,336,809円 (うち9,757,000円に交付金を充当) ④市立小中学校	R8.4	R9.3